令和2年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3									<u>府 省</u>	庁 名		金融庁	
対象	税目	個.	人住民税	法人住民和	说 事業和	说不動	動産取得税	固定資產	を	事業所税	その他(()	
要望 項目名		金融商品取引法改正に伴う所要の措置												
要望(概		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				设時点で顧 こきた顧客	客の につし	マイナンバーを取 いては、これまて	マイ マイ					
		・特例措置の内容 マイナンバー制度の円滑な普及の観点から、暗号資産デリバティブ取引を行う顧客のマイナンバー告記 務について、改正金商法の施行後3年猶予すること。					知義							
関係	条文			第 224 条の 取引法第 2		25条								
減. 見辺			[初年度] 改正増減	収額〕	(_)	[平年度]			(_)	(単位:百万円)	
要望	理由	(・リバティ	, ブ取引を	行う属	質客のマイナンパ	一告
		(2) 施策の必要性 今後行われる金商法改正に伴い、暗号資産デリバティブ取引を業として営む者は、先物取引に関する 法定調書の提出義務を負うこととなる。 改正金商法の施行日以後に口座を開設した顧客については、口座開設時点で顧客のマイナンバーを取 得することが可能となる一方で、改正金商法の施行日以前から取引を行ってきた顧客については、これ までマイナンバーの告知義務はなく、金商法改正後のマイナンバーの収集に一定程度の期間を要すると 考えられる状況。												
本要 対応 縮源	する	な	L											
							<u> </u>		ページ			3_	 _1	

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	3 その他の横断的施策							
合理性	政策の 達成目標	暗号資産デリバティブ取引を行う顧客のマイナンバーの告知促進							
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	3年							
	同上の期間中 の達成目標	(政策の達成目標に同じ)							
	 政策目標の 達成状況								
有	要望の措置の 適用見込み	改正金商法の施行日以前から暗号資産デリバティブ取引を行ってきた既存顧客。							
勃性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	要望の措置は、暗号資産デリバティブ取引を行う顧客のマイナンバーの告知を促進し、マイナンバー制度の円滑な普及に繋がる。							
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし							
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし							
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	-							
	要望の措置の 妥当性	要望の措置は暗号資産デリバティブ取引を行う顧客のマイナンバーの告知促進に資するものであり妥当である。							
	ページ	3—2							

税負担軽減措置等の 適用実績 -	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	要望の措置は暗号資産デリバティブ取引を行う顧客のマイナンバーの告知促進に資する
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	なし
ページ	3—3